

京都大学医学図書館及び京都府立医科大学附属図書館の  
相互協力に関する協定書

京都大学医学図書館（以下、医学部保健学科図書室を含む。）及び、京都府立医科大学附属図書館は、両図書館の利用者が両館所蔵資料を有益に自由に利用できることをめざし、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 京都大学医学図書館及び京都府立医科大学附属図書館は、図書館活動に関する幅広い連携協力と、所蔵する情報資源の有効な活用を図り、両図書館の利用者の学習、教育、研究に資することを目的として、相互協力を努めるものとする。

（相互協力の範囲）

第2条 この協定による相互協力の範囲は、次のとおりとする。

- 一 利用証等による入館利用
- 二 図書館資料の貸出
- 三 参考調査 等

（実施）

第3条 本協定の実施について必要な事項は、両図書館で協議のうえ、別途実施要領を定め実施するものとする。

2 利用者は両図書館が定める規定等を尊重するものとする。

（協議）

第4条 この協定に関し定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

附 記

この取り扱いは、平成16年8月1日から施行する。

京都大学医学図書館及び京都府立医科大学附属図書館は、この協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

平成16年 7月 12日

平成16年 7月 15日

京都市左京区吉田近衛町  
京都大学医学図書館長

京都市上京区清和院口寺町東入中御霊町410  
京都府立医科大学附属図書館長

野 田 亮

西 村 恒 彦